

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へのお願い

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健統計課

厚生労働省では、毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻および離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、人口動態職業・産業調査を実施し、届書に職業の記入もお願いすることとしております。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしております。

調査結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料となります。本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

【調査期間】

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間

【調査対象者】

出生・死亡・死産・婚姻および離婚の届出をされる方々

【調査方法】

各届書の届出時に、それぞれの職業を記入していただきます。

例えば、

「教師」「看護師」の方は専門・技術職、

「一般事務員」「パソコン操作員」の方は事務職、

「小売店主」「販売店員」の方は販売職、

「美容師」「調理師」「飲食店主」「ホームヘルパー」の方はサービス職

というように書いていただくこととなります。

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

届出をする市区町村役場の窓口にて「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、参考のうえ、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。

お問い合わせは、市民生活課（市役所1階①番窓口 ☎32・2112）まで。

市営住宅の入居者を募集します

【入居の要件】

○現に住宅に困窮している方（不自然に世帯分離した方は、申し込みできません）

○持ち家のない方

○世帯員全員の年の年間所得金額を合算し、諸控除額を減じ12か月で割った額が15万8千円を超えない方

○現在、市営および県営住宅に住まわれてない方（市営住宅から世帯分離をされる方は応募できません）

○現に同居し、または同居しようとする親族があること。

※ただし、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める方については、居室数が2室以下の住宅に限り同居親族がなくても単身で入居することができます。

○暴力団員および暴力団関係者については、入居申し込みをお断りします。

【募集団地および募集戸数】

①豊ノ本団地 1戸

（中郷町字豊ノ本93番地の1）

②日峰団地 1戸

（中田町字協谷3番地の2）

③和田島団地9号棟 1戸

（和田島町字明神東6番地の1）

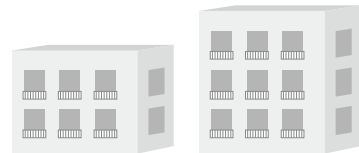
④和田島団地13号棟 1戸

（和田島町字明神東6番地の1）

【構造】

①②③中層耐火3階建 ④耐火2階建

①②③DK（和室6畳×3部屋 トイレ 浴室）



②3DK

（和室8畳 和室6畳 洋室6畳 トイレ 浴室）

③3DK

（和室7.5畳 和室6畳 洋室6畳 トイレ 浴室）

④2DK（和室6畳 洋室6畳 トイレ 浴室）

【申込書・申込先】

所定の用紙を市住宅課まで取りにお越しください。申込用紙に記入押印のうえ、受付期間中に市住宅課管理係（市役所2階）に提出してください。

【申込受付期間】

3月15日（月）・3月16日（火）の午前8時30分から午後5時まで

【申込に必要な書類】

○市営住宅入居申込書（市が指定する用紙）

○収入を証明する書類（家族全員の方の書類が必要）

①給与所得者＝源泉徴収票または市が発行する前年度の課税所得証明のいずれか。

②事業所得者＝市が発行する前年度の課税所得証明

③年金受給者＝年金振込み通知書または前年度中の公的年金等の源泉徴収票。

希望者が多い場合は、公開抽選により決定いたします。抽選は、3月25日（木）午前10時から市役所4階大会議室で行います。

【家賃と敷金】

家賃は、入居者の所得により決定されます。敷金は、家賃の3ヵ月分が必要です。

お問い合わせは、市住宅課管理係（市役所2階 ☎32・2120）まで。

お問い合わせは、市民生活課（市役所1階①番窓口 ☎32・2112）まで。